制定：平成24年10月１日
改正：令和７年２月１日
改正：令和７年10月１日

特別養護老人ホームえびすの郷・看取り介護指針

１　看取りの目的（えびすの郷の考え方）

人生の最終段階を迎えるに当たり、ご本人、ご家族の意向を最大限尊重させていただくことを基本とします。身体的・精神的苦痛及び不安を緩和し、最期まで自分らしく、穏やかで安らぎのある日々をお過ごし頂けるよう心を込めて可能な限りの支援をさせていただきます。

２　看取りの時期を迎えた状態とは

以下の２点をもって「看取りの時期」との定義とされています。

（１）疾患及び老衰等が進行することにより心身機能が低下し、状態悪化や急変の恐れがあること。

（２）治療を継続することの医学的な効果が認められず、回復の見込みがないと医師が診断し、加えて治療の継続がご本人の利益にはならないことが客観的に明らかであること。

３　口から食事が摂れなくなった時の対応

飲みこみの機能が低下すると、誤嚥性肺炎を繰り返したり、窒息のおそれが非常に高くなり、最終的には口からの食事ができなくなります。また、認知症や老衰の進行による食欲の低下により食事ができなくなることもあります。このような時には、生命を維持する手段として、胃ろう造設という方法などもあります。

※　すべてのご入居者に適応可能なものではありません。医師からそういった対応が可能との診断があったときには、胃ろう造設の希望の有無を確認させていただきます(ご本人の要望が明確に確認できないときにはご家族の代理判断になります)。

※　意思決定が可能な頃にご家族に看取りに関する要望を伝えているようなことがあればお教えください。

４　看取り介護の考え方

（１）看取り介護についての合意

ア　老衰及び疾患の進行等による状態の重篤化から、医師が回復の見込みがないと診断し、加えて治療の効果が認められないと診断した場合に、看取り介護についての説明と合意の話し合いが開始となります。

イ　ご本人とご家族に、医師または医師の指示により代わりに看護師（又は介護支援専門員）が現在の心身の状態及び予後予測について説明を行い、看取りについての代理判断(看取り期であることについての説明を受けての理解と合意)について確認させていただきます。

※　「看取り介護」への移行を望まずに、医療機関等での積極的治療を希望される場合には、ご本人及びご家族の希望に沿った支援をさせていただきます。

※　積極的治療を希望されるということは、急変時には積極的な延命のために、救急対応を行うことになります。

※　当施設は生活の場であり治療の場ではありませんので、医療的な支援においては限界があります。積極的治療における対応が困難となった場合には退居していただき、在宅での看取り介護となる場合があります。

（２）心肺停止等の状態に陥った時の対応

看取り(介護)を要望された場合、救急搬送及び救命処置（心臓マッサージ、自動体外式除細動器『ＡＥＤ』、人工呼吸『マスク、気管内挿管』、輸血等）は行いません。心肺停止に至ったときには、ご家族と医師に連絡させていただき、医師については死亡診断を依頼します。

（３）積極的な緩和ケア

苦痛を伴う症状（全身倦怠感、発熱、下痢、便秘、嘔吐、嘔気、感染症、事故による怪我等）の早期発見に努め、痛みの訴えや苦悶が伺える際には、嘱託医と連携を図りながら支援させていただき、出来る限り身体的苦痛の緩和に努めさせていただきます。また、不安に共感し体をさする、手を握るなどスキンシップや声かけをさせていただき安心と安楽を図り、精神的苦痛の緩和に努めさせていただきます。

（４）苦痛の緩和が困難な場合

嘱託医もしくは担当医の指示による施設内での医療的対応をもってしても、苦痛を伴う症状が改善されないと判断した場合には、緩和ケアのための総合病院受診、状況に応じての救急搬送も行います。その時には、搬送先の医師に「看取り合意書」を提示し、ご入居者、ご家族は延命的な処置は求めていないことの意思表示（代理判断含む）の合意がなされていることを明確に示します。

（５）看取り支援経過の中で、気持ちに変化があった場合

お気持ちや意思に変化があった場合(やはり、救急搬送して、できるだけ延命したいと思うようになったなど)には、遠慮なくお申し出ください。その都度、対応について見直しをさせていただくとともに、意向に沿った支援をさせていただきます。

ご本人やご家族より、宗教的な関わりについてのご要望がある場合にはできる限りの支援をさせていただきます。

５　看取り介護におけるケアプラン

（１）ケアプラン（サービス計画書）の作成

看取り介護をさせていただくにあたり、人生の最終段階に向けての支援について、ご本人やご家族のご要望に基づき多職種協働にてケアプラン（サービス計画書）を作成します。ケアプラン（サービス計画書）の内容について、ご本人とご家族に詳細に説明させていただきます。また、その後の状況の変化に配慮しながら適宜見直し、内容の変更が必要になった場合にはその都度ご本人及びご家族にご要望の確認をさせていただきます。

（２）ケアプランに基づく支援

ケアプラン（サービス計画書）に基づき、医師及び医療機関と連携を図りながら支援させていただきます。夜間における連絡、対応体制（オンコール体制）を整備し、24時間連絡できる体制を整えており、状態変化における即応に努めさせていただきます。

６　看取り介護における支援

（１）支援概要

ご本人の嗜好や飲みこみの状態に配慮した食事の提供、好きな歌やなじみの香り、季節の花やご家族の写真を飾る等、ご本人やご家族の意向に沿ってその人らしい生活空間をつくります。ご家族がお付き添いをご要望される際には、居室での宿泊もさせていただきます。

（２）ご要望の確認

ご本人（ご入居者）の日々の状況把握を密に行い、随時ご家族に状態の報告・説明、支援におけるご要望の確認をさせていただきます。また、ご家族の不安なお気持ちや、揺らぐお気持ちに寄り添い、思いを聴かせていただくとともに、必要に応じ医師からの説明の機会を設け、不安の緩和に努めさせていただきます。

７　看取り後の支援

息を引き取られた際には、医師による死亡診断後に悔いのないひとときが持てるように、ご家族だけで過ごせる空間を準備させていただきます。

（１）主治医による死亡診断が行われます。その後、エンゼルケアをさせていただきます。その際、ご要望のあるお召し物があれば身にまとっていただきます。

（２）お見送りは可能な限り携わった全職員でさせていただきます。

ア　夜間（17 時から翌朝９時）にご逝去された場合は、翌日 10 時から 12 時にお見送りさせていただきます。

イ　日中（朝９時から 17 時）にご逝去された場合は、当日ご用意できた時間に、お見送りさせていただきます。

（３）必要に応じてご家族への支援（遺留品引き渡し、荷物の整理、相談対応等）をさせていただきます。

８　看取り介護加算

（１）概要

看取り介護を受けられたご入居者がご逝去された場合に、死亡日を含めて45日以内を上限として死亡月に自己負担額を請求させていただきます。なお、退居等の翌月にご逝去された場合には前月分の看取り介護加算に係る一部負担の請求をさせていただくことがあります。

31～45日：　72単位/日
４～30日　：　144単位/日
２～３日　：　780単位/日
当日　　：1,580単位/日

計 7,820単位　　自己負担額　￥7,929-
（１割負担の場合）

（２）要件

ア　医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者であること。

イ　ご本人またはそのご家族等の合意を得て、医師、看護職員、介護支援専門員等多職種が協働し、ケアプラン（サービス計画書）が作成されていること。

ウ　医師、看護師、介護職員等が共同してご本人の状態またはご家族の求めに応じて随時、ご本人またはそのご家族への説明を行い、合意を得て介護が行われていること。

９　その他の費用

項目	概要	金額
処置代	エンゼルケア（故人のご遺体をきれいな状態に整えて、感染症を予防する死後処置のことです。）全般、寝間着代込み	12,000 円
文書料	死亡診断書作成料	4,000 円
居室清掃料		7,700 円

看取り介護についての事前調査書

特別養護老人ホームえびすの郷では、「看取り介護指針」を定め、ご希望される方に緩和ケア(精神面のケア)を中心とした、看取り介護（ターミナルケア）を行っています 。

つきましては、「看取り介護指針」をご覧いただき、ご入居者及び身元保証人として「どのような対応が望まれるか」というご意向を伺うためのものです（希望する箇所に〇印をつけてください。）。

なお、ここに書かれた内容は、今、現在のご入居者（ご契約者）及び身元保証人の方のお考えであり、変更することができます。

１　看取り介護

（　　）①えびすの郷で看取り介護を受けたい。
（　　）②医療機関へ入院して出来るかぎりの救命、延命治療を受けたい。
（　　）③ご自宅などで最期を迎えさせたい。
（　　）④今は判断できない。

※②に〇印をつけた方は、 医療機関への情報提供 、入院までの連携など、③に〇印をされた方には、在宅療養等に向けた相談調整等、出来る限りの対応をさせていただきます。 ④に〇印をされた方につきましては、対応方針が決まった段階でご連絡ください 。

※**<u>①に〇印をされた方は、 以下の項目へお進みください</u>**。

２　えびすの郷での具体的な対応方法

（１）食事や水分がとれず脱水や衰弱がみられるようなときは、以下のことを希望します。
（　　）最後まで口で食べることを大切にして、えびすの郷で対応できる食事形態により、食べられる分だけ食べて、自然な経過で看取りたい。

（２）疼痛時には以下の対応を希望します。
（　　）①医師との連携協力判断により、えびすの郷で出来る疼痛の緩和を受けたい。
（　　）②自然な経過での看取りたい 。

（３）その他ご希望、ご要望があればご記入ください 。

※ 上記の内容は、変更することが可能ですので、いつでもお申し付けください。

令和　　年　　月　　日

特別養護老人ホーム　えびすの郷施設長　様

ご入居者（ご契約者）氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

身元保証人氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

身元保証人住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

看取り介護に関する同意書

私は、特別養護老人ホームえびすの郷の看取り介護指針及び下記の内容説明に同意し、入居者（　　氏)の看取り介護の実施を施設に依頼します 。

記

1 入居者（　　氏)のこれからの介護は、施設における看取り介護とし、最期を看取ることとします。ただし、想定外の状態が生じた場合は、ご家族等への原則事前対応を前提に救急車及び医療機関への対応を行う場合があります 。

2 看取り介護中における医療処置等については、延命するための治療は行わず 、原則本人の苦痛緩和、安楽な体制維持を除き最小必要限度の行為とします 。

なお、具体的な行為、範囲等については、当施設から説明を行い、ご家族等から可否を申し出ていただきます 。

3 看取り介護は、看取り介護開始から死亡後の処置までとし、この間、当該入居者が人間としての尊厳を維持しながら、 安心して人生が終えられるよう、身近な人に見守られて人生の最後が迎えられるよう援助を行うこととし、具体的には、状態の推移に応じた看取りにかかるケアプランを立て、看取り介護を実施します。

この場合、ご入居者及びご家族にとって「施設で看取り介護をして良かった」と言える結果となるよう、ご家族に可能な範囲での協力を要請いたします。

4 看取り介護は、ご入居者またはご家族からの意思・意向を確認し、可能な範囲内で家族の希望に沿った対応を心がけます。

5 前第１項及び第２項に関し、ご入居者またはご家族の意思、意向に変化があった場合は、その意向に沿って対応いたします。

6 看取り介護中において、ご家族等からの申し出及び緊急的要件から医療機関に入院することになった場合、入院期間中におけるご入居者に関する医療情報を医療機関に問い合わせすることについて了承します。

7 看取り介護を実施した場合に算定される看取り加算については、給付請求が死亡時の月末請求となることから、ご入居者負担も事後請求となることを了承します。

8 お見送りは可能な限り携わった全職員でさせていただきます。夜間（17 時から翌朝９時）にご逝去された場合は、翌日 10 時から 12 時にお見送りさせていただきます。また、日中（朝９時から 17 時）にご逝去された場合は、当日ご用意できた時間に、お見送りさせていただきます。

令和　　年　　月　　日

特別養護老人ホームえびすの郷施設長 様

入居者　住 所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏 名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

身元保証人　住 所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏 名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（続柄　　）

緊急時連絡電話＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

その他の家族　住 所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏 名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（続柄　　）

緊急時連絡電話＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

説明医師　医療機関名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏 名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

施設立会人　職 種＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏 名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

看取り介護指示書

入居者氏名		生年月日	M･T･S　　年　　月　　日
病　名			
診断の結果	医学的に回復の見込みがないと判断する。		
診断年月日	令和　　年　　月　　日		
看取り介護に当たっての指示内容	☐　痛み・苦痛の緩和 ☐　安楽な体位姿勢の保持に心がける（体位変換） ☐　清潔の保持（身体の清拭、手浴、足浴） ☐　口腔ケア（口腔内の清拭保持、乾燥対応） ☐　状態に応じた水分の経口摂取援助 ☐　精神的な関わり ☐　家族に対する精神的負担への対応 ☐　その他 （　　）		

令和　　年　　月　　日

医師

看取り介護の具体的な実施内容

特別養護老人ホームえびすの郷

Ⅰ　看取り介護実施内容項目

1　環境の配意

①　居室は個室
②　ご家族等が、付き添い等ができるスペースの確保
③　その人らしい、落ち着きがある環境づくり
④　ご入居者及びご家族が希望する音楽等を流す
⑤　その他

2　看取り介護の実施の流れ

①　嘱託医等による診断・判断とご家族への説明
②　看取り介護同意書による確認
③　看取り介護計画の作成及び変更
④　看取り介護実施のための多職種共同のチーム確立
⑤　看取り介護の実施と経過観察の記録
⑥　介護カンファレンス会議の開催と記録
⑦　臨終時の対応と記録
⑧　死後の処理（エンゼルケア）
⑨　お見送り又は遺体安置（施設で葬儀の場合）
⑩　看取り介護終了後のカンファレンス会議と記録

3　夜間等における緊急時における体制と連絡網

①　緊急時の職員等への連絡網
②　緊急時駆けつけ
③　ご家族等への連絡体制
④　症状や嘱託医等の判断及びご家族の意向による救急車対応等

Ⅱ　職種ごとの役割

1　管理者

①　看取り介護の実施に関連する業務の実施状況を把握及び管理を一元的に行う。
②　看取り介護指針、看取り介護同意書、看取り介護の具体的実施内容にもとづき遵守できるよう職員に対し必要な指揮命令を行う。

2　嘱託医等

①　看取り介護期の診断・判断
②　ご家族への説明（インフォームドコンセント）
③　緊急時、夜間帯の対応と指示
④　病院等との連絡・調整
⑤　カンファレンス会議等への参加
⑥　死亡確認

3　生活相談員、介護支援専門員

①　継続的なご家族支援(連絡、相談、調整)
②　看取り介護を実施するための他職種共同のチームケアの確立
③　定期的なカンファレンスの開催とご家族への説明と同意を得る
④　緊急時および夜間帯における緊急マニュアルの作成と周知徹底
⑤　死後のケアとしてのご家族支援と身辺整理

4　看護職員
① 嘱託医等又は協力病院との連携
② 看取り介護に関わる全職員への死生観教育
③ 看取り期に生じる処置への対応
④ 疼痛緩和
⑤ 緊急時対応マニュアル(連絡体制を含む)
⑥ 定期的なカンファレンスへの参加
⑦ 死後の処置（エンゼルケア）
5　管理栄養士
① ご入居者の状態と嗜好に応じた食事の提供
② 食事･水分摂取量の把握
③ 定期的なカンファレンスへの参加
④ 必要に応じてご家族への食事提供
6 介護職員
① きめ細かな食事、排泄、清潔保持等の提供
② 身体的、精神的緩和ケアと安楽な体位の工夫
③ コミュニケーションを十分にとる
④ 看取り介護の状態観察、食事･水分摂取量の把握、浮腫、尿量、排便量等のチェックと詳細な経過記録の記載
⑤ 孤立化を避けることや生死の確認のための頻回の訪室
⑥ 死後の処置（エンゼルケア）の補助作業

Ⅲ　看取り介護の実施内容

1　栄養と水分

看取り介護にあたっては、多職種と共同し、ご入居者の食事･水分摂取量、浮腫、尿量、排便量等の確認を行うとともに、ご入居者の身体状況に応じた食事の提供、好みに応じた食事の提供等に努める。

2　清潔の保持

ご入居者の身体状況に応じ可能な限り入浴や清拭を行い、清潔保持と感染症予防対策に努める。

3　苦痛の緩和

〈 身体面 〉

① ご入居者の身体的状況に応じた安楽な体位の工夫と援助及び疼痛緩和等の処置を適切に行う。
② 特に、褥瘡の予防を心がけ、適切な介護に努めるものとし、発生した場合も早期に改善できる工夫を行うものとする。

〈 精神面 〉

① 身体機能が衰弱し、精神的苦痛が伴う場合、手を握る、身体をマッサージする、寄り添う等のスキンシップや励まし、安心されるような声かけ、十分なコミュニケーションなどの支援に努める。
② ご入居者やご家族の希望に基づき、好きな音楽や郷愁を誘う音楽を流す等、環境面の工夫を行う。

4　ご家族

① 変化していく身体状況や介護内容については、随時嘱託医等からの説明を行い、ご家族の意向に沿った適切な対応を行う。
② 継続的なご家族の精神的援助（現状の説明、相談、こまめな連絡等）あるいは本人、ご

家族から求められた場合における宗教的なかかわりと援助等を行い、カンファレンス毎に適時の状態説明を通じご家族の意向を確認する。

5　死亡時の援助

①　嘱託医等による死亡確認後、エンゼルケアを施行し、ご家族と看取り介護に関わった全職員でお別れするよう努める。

②　死後の援助として必要に応じご家族支援（葬儀場所や葬儀社との関係を含めた必要な連絡、調整、荷物の整理や慰留金引渡し等の相談等）を行う。

③　施設からのお別れに際しては、参加可能なご入居者及び施設職員によるお別れとなるよう努力する。

Ⅳ　看取りに関する職員教育

職員教育を実施するにあたっては、特別養護老人ホームにおける看取り介護の目的を明確にし、死生観教育と看取り介護の理解と技術の確立を図るものとする。

①　看取り介護の理念と理解
②　死生観教育　死へのアプローチ
③　看取り期に起こりうる機能的･精神的変化への対応
④　夜間･急変時の対応
⑤　看取り介護実施にあたってのチームケアの充実
⑥　ご家族への援助方法
⑦　看取り介護についての検討会

Ⅴ　看取り時における緊急体制

1　緊急時の職員体制と連絡網

①　職員体制

他フロア等の職員への応援要請、看護職員への連絡と駆けつけ、嘱託医等への連絡し指示を仰ぐ、生活相談員等への連絡と駆けつけ、管理者への連絡と駆けつけ

②　職員等の連絡網

別紙の通り（現在作成中）

2　緊急時家族連絡体制

同意書に明記

3　救急車・病院等施設外サービス利用時の体制

別紙の通り（現在作成中）

Ⅵ　医療機関や在宅への搬送の場合

1　医療機関への連絡

医療機関にこれまでの経過説明を十分行い、ご家族の同意を得て、経過観察記録等必要な書類を提示する。

2　ご入居者、ご家族への支援

ご入居者やご家族の状況を把握するとともに、訪問、電話等での連絡を行い、介護面、精神面での援助を確実に行う。

死後の援助として必要に応じ家族支援（葬儀場所や葬儀社との関係を含めた必要な連絡、調整、荷物の整理等の相談等）を行う。

以　上